○令和5年度物価高騰に対応した子育て世帯支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰を踏まえ、子育て世帯の負担軽減を図るために行う、令和5年度の物価高騰に対応した子育て世帯支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

- 第2条 この要綱により、本事業に係る支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 平成17年4月2日から令和5年6月30日までに生まれ、令和5年6月30日時点で、新潟市に 住民登録のある者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、本事業に係る給付について、市長が特に必要と認める者

(支給対象者)

- 第3条 給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、対象児童を監護する 父又は母とする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が対象児童を監護していない等の理由により、 父又は母に給付金を支給することが困難であると認める場合は、対象児童と同居し、及びこれを監護 する者であって、対象児童と生計を同じくするものを支給対象者とすることができる。

(給付金の支給等)

- 第4条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。
- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき5千円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

- 第 5 条 市長は、一般支給対象者(中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、本市が支給している児童手当の受給記録等に基づき、給付金の支給の資格を確認する者をいう。以下同じ。)に対し、給付金の支給の申込みを行う。
- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けたとき、給付金の受給を辞退する場合は別記様式第 1 号の 届出書により届け出ることができる。
- 3 市長は、申込みの日から 1 週間以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給 対象者に対し、給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

- 第6条 一般支給対象者に対する市長による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。
 - (1) 児童手当口座振込方式 本市が把握する令和 5 年 6 月の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を別記様式第2号の 届出書により届出をし、本市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号に規定する口座の解約等を届け出し、 本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請受付開始日、申請期限等)

- 第7条 中学生支給対象者(中学生までの対象児童に係る支給対象者であって、一般支給対象者でないものをいう。以下同じ。)及び高校生等支給対象者(一般支給対象者及び中学生支給対象者以外の支給対象者をいう。以下同じ。)は、給付金の支給を受けようとするときは、別に定める受付開始日以後に市長に申請をしなければならない。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年12月31日(当日消印有効)までとする。
- 3 中学生支給対象者及び高校生等支給対象者による申請及び本市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が別記様式第 3 号の申請書(以下この条において「申請書」という。)を 郵送により本市に提出し、本市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口に提出し、本市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。
- 5 前各項の規定にかかわらず、申請が必要な高校生等支給対象者のうち中学生までの対象児童を養育 している一般支給対象者に対する高校生等に係る給付金については、前2条の規定の例による。

(代理による申請)

第8条 代理により前条の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると 認められる者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第3項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容を確認の上、 支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請 受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第 7 条 の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退

したものとみなす。

- 2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和6年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、当該支給決定は取り消すものとする。
- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、令和6年3月31日までに申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 12 条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者 又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求め るものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

給付金の受給を辞退する方のみ

別記様式第1号(第5条関係)

令和5年度物価高騰に対応した子育て世帯支援事業給付金受給辞退の届出書

(宛先) 新潟市長

新潟市 受付印

- 1 私は、「令和5年度物価高騰に対応した子育て世帯支援事業」の給付金の受給について、辞退することを、ここに届けます。
- 2 本届出により、「令和5年度物価高騰に対応した子育て世帯支援事業」の給付金の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付けし、提出します。

令和 年 月 日

(届出者)(給付対象者又は世帯主等)

住 所	
ふりがな	
<u>氏 名</u>	
電話番号	

給付対象者の本人確認書類※添付箇所

※個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し

令和5年度物価高騰に	に対応した子育て世	带支援事業給付金支	.給口 <u>座登録</u> 等 <i>0</i>	D届出書
(宛先)新潟市長				新潟市 受付印
1. 届出者			記入日	年 月 日
(フリガナ)	生年月日	現住	所(住民票所在地)	
	年 月 日		(月30日時点での住民票所 所と同じ場合は記載不要	(在地)
※下欄の事項に誓約・同意の上、	届出します。	74.79		
2. 新規振込先指定口座(児童手	当を受給している方	ご本人名義の口座に限	<u>ります。)</u>	
□ ア 指定の金融機関口座(※振込先金融機関□座確認書類(写し		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		希望
【受取口座記入欄】 金融機関名		コ 座 番 号	口座名義	
1. 銀行 5. 農 協 2. 金庫 6. 漁 協 3. 信組 7.信漁連	*・支店 *・支所 出張所 出張所 2当座 「振込用の店名・預金種目・	<u>、</u>)	お	せてください。
□ イ 窓口での現金支給を希 ※金融機関の口座がつくれない方等、 上記に理由を記入し、本人確認資料	どうしても口座による受け	<u> </u>	<u>ます。</u>)
【誓約・同意事項】(チェック欄((□) に『✔』を入れて<	(ださい。)		
□ 新潟市が支給決定をした後、届出書の 届出者に連絡・確認できない場合に、				
提出書類 『令和5年度物価高騰に対応	5した子育で世帯支援	事業給付金支給口座登	・録等の届出書∥	(本書)
※必要事項をご記入ください。				(/1-16)
『振込先金融機関口座確認器※通帳の写し(コピー)など、受験 てください。				
□ 『届出者本人確認書類の写 ※届出者の個人番号カード(マイン に添付してください。		本台帳カード、運転免許証、	パスポート等の写し	<u>, (コピー)</u> を裏面

振込先金融機関口座確認書類	
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ又はアルファベット)が分かる通帳やキャッシ	/ュカードの写し

本人確認書類

※個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し

令和5年度物価高騰に対応した子育て世帯支援事業給付金申請書

新潟市から児童手当を受給していない方用

- ・高校生のみを養育する保護者の場合
- ・公務員や市外在住の保護者が児童手当を受給している場合

書類の提出などをお願いすることがあります。

・所得超過により児童手当を受給していない保護者の場合

(宛先) 新潟市長

新潟市 受付印

<u>1. 申請者</u>							記入日	年	月	E
(フリガナ) 氏 名	生生	 手月日		申	請者の現	住所(信	主民票所在地	百)		
	大正・昭和・ゴ	平成								
	年	月	日	日中連絡のつく電	話番号		()		
※原則として、申請者は児童と同居する父また ・児童と別居している父または母も申請できま			-			続柄	i			
を確認できる書類の添付が必要となります。				父・	母	•	その他()	

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

・父母が児童を養育していない場合は、児童と同居して養育を行ってい る祖父母等が申請することも可能です。ただし、養育状況を確認できる

2. 配偶者	2偶者の有無	有	・無				記入日	年	月	日
(フリガ 氏	ナ) 名			生年月日		配偶者の現住所(住 ※申請者と同じ場?				
			大正・昭和	コ・平成						
			年	月	日	日中連絡のつく電話番号		()	

3. 対象児童

平成17年4月2日から令和5年6月30日までの間に出生した児童について記載してください。 ※結婚している場合は給付金の対象外となります。

No.	(フリガナ) 氏 名	続 柄	生年	月	日	平成17年4月2日~ 平成20年4月1日生 まれの児童 (高校 生) に○をつけて ください	同居・別居の別	結婚してい る場合○を つけてくだ さい	住所(別居の場合のみ記入)
1			平成・令	和 月	目		同居 • 別居		
2			平成・令 年	和 月	目		同居 • 別居		
3			平成・令 年	和 月	目		同居 • 別居		
4			平成・令: 年	和 月	目		同居 • 別居		
5			平成・令	和 月	目		同居 • 別居		
6			平成・令	和 月	目		同居 • 別居		
7			平成・令	和 月	目		同居 • 別居		

※同居・別居の別については令和5年6月30日時点の状況を選択してください。

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還 します。
- (2) 物価高騰に対応した子育て世帯支援事業の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民記録等の公簿等の確認を 行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。 (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者 に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。 (6) 給付金の支給後、物価高騰に対応した子育て世帯支援事業の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還
- します。

4. 受取方法

振込先金融機関口座情報を記入の上、下記の当該**口座確認書類を必ず貼付してください。**

→【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	口 座 番 号 (<u>右詰め</u> でお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀 行 5. 農 協 2. 金 庫 6. 漁 協 3. 信 組 7. 信漁連	本・支 店 本・支 所 出 張 所	筝通	
金融機関番号 4. 信 連	店番号		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7桁)」 (通帳見開き下部に記載) をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄(□)に『✔』を入れてください。

市窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄



振込先金融機関口座確認書類 貼付箇所

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ又はアルファベット)が分かる 通帳やキャッシュカードの写し

※原則、申請者名義の口座に限ります。

本人確認書類 貼付箇所

※個人番号カード(マイナンバーカード)、 住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し

対象児童を養育していることを 確認できる書類

貼付箇所

※申請者と児童が別居の場合のみ

- (例)・対象児童の健康保険証の写し (被保険者氏名が申請者になっているもの)
 - ・児童手当受給者証明書等の写し (申請者及び対象児童の氏名が記載されている、 手当等に係る市役所発行の書類等)
 - ・その他児童との親子関係がわかる戸籍謄本等の写し
 - ※このスペースに貼れない大きさのものは、 貼らずに同封してください